

医療情報取得加算に係る掲示について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。上記体制により、令和6年6月1日より診療報酬改定による医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算 1 初診時 3点（月1回に限る）

医療情報取得加算 3 再診時 2点（3月に1回に限り算定）

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算 2 初診時 1点（月1回に限る）

医療情報取得加算 4 再診時 1点（3月に1回に限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

令和6年5月



医療法人社団 草芳会

三芳野病院